

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 390-8520

(ふりがな) ながのけんまつもとしほんじょう 1-13-5

住 所 長野県松本市本庄1-13-5

(ふりがな) ながのえふえむほうそうかぶしがいしや

きたやま たつお

氏 名 長野エフエム放送株式会社

代表取締役社長 北山 龍夫

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
16頁～ 17頁	25行～ 2行	マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば事業参入の際の条件にすることなどにより制度的に確保することも考えられる。	「あまねく受信」の努力義務を制度的に確保することについては賛同いたします。しかし「携帯端末向けマルチメディア放送」の特性上、固定受信とは異なり、高速道路、山間部などの地域での受信にも重きを置く必要があると考えます。世帯カバー率のみに重きをおかず、柔軟な条件による「あまねく受信」の努力義務が必要かと思えます。
34頁	5行～ 10行	こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。 ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有するものを優遇することも考えられる。	現行のアナログ放送では、国民のニーズにかなった形で地域に根ざした優れたコンテンツを提供しています。サイマル放送の他、新たにダウンロードなどデータ放送サービスを付加することで、アナログ放送の受信者がデジタル放送に移行するひとつの要因となりうると考えます。サイマル放送が過度に増えることは好ましくないとの考えには賛同いたしますが、事業展開初頭における比較審査において新規コンテンツを多く有するものを優遇させることは必ずしも適切はでないと考えます。
41頁	7行～ 15行	マルチメディア放送の技術方式の在り方については、次の二つの考え方がある。 ①1の国内規格を決定することで、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」、双方の間を問わず、ひとつの受信端末ですべての事業者の放送を受信できるようにする。これが実現することにより、受信端末の低廉化や普及等を通じた利用者利益の	受信端末の普及に関しては、1の国内規格を決定することが望ましいと考えます。しかしながら、「携帯向けマルチメディア放送」では、固定受信に比較して受信アンテナの環境が不利な状況にあります。受信の機会が損なわれると端末の普及にも大きく影響するものと考えます。技術方式の在り方においては、実際の使用環境を踏まえた上で受信性能に優れた方式の採用を検討いただきたいと考

	<p>確保に資する。</p> <p>②複数の国内規格を決定することで、事業者が複数の技術方式の中から最適と考えるものを自由に選択可能とする。これが実現することにより、事業者間の競争を通じた利用者利益の確保に資する。</p>	<p>えます。</p>
--	---	-------------

以上